

報告第4号

専決処分した事件の承認を求めることについて
宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、法第761条に規定する地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 (略)</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第69項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第9条の2 (略)</p> <p><u>2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p> <p><u>3 法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1)とする。</u></p> <p><u>4 法附則第15条第23項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、法第761条に規定する地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 (略)</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第71項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第9条の2 (略)</p> <p><u>2 法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1)とする。</u></p> <p><u>3 法附則第15条第22項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p>

条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

25・26 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第9条の3 (略)

2～8 (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 (略)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用

条例で定める割合は、3分の2とする。

22 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

24・25 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第9条の3 (略)

2～8 (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 (略)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用

及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

12・13 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第11条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5

を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 (略)

及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

- (6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

12・13 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第11条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5

(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 (略)

報告第5号

専決処分した事件の承認を求めることについて
宝塚市都市計画税条例(昭和33年条例第1号)新旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則 (法附則第15条第16項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1)とする。 (法附則第15条第34項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 (法附則第15条第35項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第42項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>7 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5</p> <hr/> <p>を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合</p>	<p>附 則 (法附則第15条第15項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1)とする。 (法附則第15条第33項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 (法附則第15条第34項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第39項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>7 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合</p>

における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

17 附則第7項及び第9項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第7項及び第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第8項、第10項及び第11項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第10項から第12項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第12項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第13項から第15項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第14項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

18 法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

17 附則第7項及び第9項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第7項及び第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第7項、第8項、第10項及び第11項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第10項から第12項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第12項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第13項から第15項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第14項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

18 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

報告第6号

専決処分した事件の承認を求めることについて

事案の概要

1 事件名

伊丹簡易裁判所令和2年(ノ)第27号損害賠償請求調停事件

伊丹簡易裁判所令和3年(ノ)第38号損害賠償請求調停事件

2 事案の概要

宝塚市立[]中学校に在籍していた申立人は、平成29年(2017年)1月5日、申立人の所属するサッカー部の[]部活動中に、強風により転倒した移動式ベンチ屋根の下敷きとなった。その直後、申立人を救助するため、同部活動を指導していた教員の指示で、同教員及び生徒数名が移動式ベンチ屋根を持ち上げて移動させようとしたところ、重さに耐えきれずこれを申立人の左足首付近に落とした。

これらの事故により、申立人は左足を負傷したほか、同年6月には心的外傷後ストレス障害であるとの診断を受けたことから、宝塚市、公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社及び[]に損害賠償金の支払いを求めるもの

民事調停法(抜粋)

(調停に代わる決定)

第17条 裁判所は、調停委員会の調停が成立する見込みがない場合において相当であると認めるときは、当該調停委員会を組織する民事調停委員の意見を聴き、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を見て、職権で、当事者双方の申立ての趣旨に反しない限度で、事件の解決のために必要な決定をすることができる。この決定においては、金銭の支払、物の引渡しその他の財産上の給付を命ずることができる。

(異議の申立て)

第18条 前条の決定に対しては、当事者又は利害関係人は、異議の申立てをすることができる。

その期間は、当事者が決定の告知を受けた日から2週間とする。

2・3 (略)

4 適法な異議の申立てがあったときは、前条の決定は、その効力を失う。

5 第1項の期間内に異議の申立てがないときは、前条の決定は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。

議案第65号

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の制定について
 宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、<u>特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に<u>特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)</u>は、<u>当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第37条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第37条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 前項の規定は、<u>特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に<u>特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)</u>は、<u>当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれら</u></p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、<u>前年分の所得税に係る第37条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 前項の規定は、<u>前年分の所得税に係る第37条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>

の申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第37条の2第1項の規定による申告書

(2) 第37条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第35条の9 所得割の納税義務者が、第26条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第35条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税

若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

(市民税の申告)

第37条の2 第24条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、別に定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第35条の9 所得割の納税義務者が、第26条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第35条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

(市民税の申告)

第37条の2 第24条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、別に定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受

けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者

_____に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第25条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)並びに市民税の課税免除者として規則で定める者については、この限りでない。

2～9 (略)

(個人的市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないもの

_____に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第25条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)並びに市民税の課税免除者として規則で定める者については、この限りでない。

2～9 (略)

(個人的市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。))の自己

第52条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

附 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第6条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 (略)

2～23 (略)

24・25 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第15条の4 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民

第52条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

附 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第6条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 (略)

2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。

3～24 (略)

25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

26・27 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第15条の4 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定

税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第26条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第35条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第26条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第26条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第16条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の2 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された

の適用を受けた場合に限り適用する。

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第16条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8 の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の2 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第37条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があ

<p><u>次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)<u>に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第37条の2第1項の規定による申告書</u> (2) <u>第37条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 (略) (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第19条の3 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 <u>前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)<u>に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第37条の2第1項の規定による申告書</u> (2) <u>第37条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定</p>	<p><u>るときに限り、適用する。</u></p> <p>5 (略) (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第19条の3 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 <u>前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第37条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定</p>
--	---

の適用がある場合を除く。)における第35条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第19条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第26条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第6条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第6条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

の適用がある場合を除く。)における第35条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第19条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年分の所得税に係る

同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合

であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第26条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)新旧対照表 (第2条による改正関係)

※この新旧対照表は、宝塚市市税条例に第1条の規定による改正が溶け込んだものを現行とし、宝塚市市税条例に第1条の規定による改正及び第2条の規定による改正後の宝塚市市税条例等の一部を改正する条例(令和3年条例第20号)が溶け込んだものを改正案として作成しています。

現行	改正案
<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第52条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第52条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

議案第66号

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市都市計画税条例(昭和33年条例第1号)新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u></p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> <u>附則第7項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第7項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p><u>10</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第7項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準とな</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(法附則第15条第44項の条例で定める割合)</u></p> <p><u>6</u> <u>法附則第15条第44項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4分の3とする。</u></p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u></p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p><u>10</u> <u>附則第8項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p><u>11</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準とな</p>

るべき額とした場合における都市計画税額とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

12 (略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

13 (略)

14 (略)

15 (略)

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

16 (略)

17 附則第7項及び第9項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第7項及び第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第7項、第8項、第10項及び第11項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第10項から第12項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第12項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第13項から第15項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第14項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところに

るべき額とした場合における都市計画税額とする。

12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

13 (略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

14 (略)

15 (略)

16 (略)

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

17 (略)

18 附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第8項、第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第13項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第14項から第16項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第15項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところに

よる。 <u>18</u> (略) (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等 に対して課する都市計画税に関する経過措 置) <u>19</u> (略)	よる。 <u>19</u> (略) (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等 に対して課する都市計画税に関する経過措 置) <u>20</u> (略)
---	---

議案第67号

宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例(平成6年条例第3号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 宝塚市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には<u>15,800円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 宝塚市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には<u>16,100円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項</p>

の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。)までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ (略)

の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。)までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ (略)

宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例
(平成6年条例第4号)新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 宝塚市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>525円6銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>310,500円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 宝塚市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>316,250円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>

宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成19年条例第37号)新旧対照表(第3条による改正関係)

現行	改正案
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 宝塚市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円51銭</u>を超える場合には、<u>7円51銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円51銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 宝塚市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。</p>

議案第68号

宝塚市立病院条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市立病院条例(昭和59年条例第19号)新旧対照表
(現行)

別表第1(第4条関係)

種別	金額	備考
初診加算	5,000円(歯科に係る診療にあつては、3,000円)	
再診加算	2,500円(歯科に係る診療にあつては、1,500円)	

(改正案)

別表第1(第4条関係)

種別	金額	備考
初診加算	7,000円(歯科に係る診療にあつては、5,000円)	
再診加算	3,000円(歯科に係る診療にあつては、1,900円)	

議案第69号

宝塚市立幼稚園の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市立幼稚園の設置及び管理条例(昭和39年条例第30号)新旧対照表
(現行)

別表(第2条関係)

名称	位置
<u>宝塚市立小浜幼稚園</u>	<u>宝塚市小浜4丁目7番40号</u>
宝塚市立宝塚幼稚園	宝塚市川面3丁目9番5号
<u>宝塚市立西山幼稚園</u>	<u>宝塚市野上6丁目2番2号</u>
宝塚市立末成幼稚園	宝塚市末成町1番2号

(改正案)

別表(第2条関係)

名称	位置
宝塚市立宝塚幼稚園	宝塚市川面3丁目9番5号
宝塚市立末成幼稚園	宝塚市末成町1番2号

議案第70号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市都市公園条例(昭和44年条例第40号)新旧対照表
(現行)

別表第1(第3条関係)

名称	所在地
<u>山手台東3丁目さくらの丘公園</u>	<u>宝塚市山手台東3丁目7番1349</u>

(改正案)

別表第1(第3条関係)

名称	所在地
<u>山手台東3丁目さくらの丘公園</u>	<u>宝塚市山手台東3丁目7番1349</u>
<u>平井第4公園</u>	<u>宝塚市平井3丁目150番3</u>

議案第71号

宝塚市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市営住宅管理条例(平成9年条例第37号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に定める者(以下「老人等」という。)のうち、前項第2号に定める条件を備えない者で、前項第1号、第3号及び第4号に規定する条件を備えるもの(その者の収入が第5項に定める額を超えない者に限る。)は、市営住宅に入居することができる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者(配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。_____)で次のア又はイ _____ のいずれかに該当するもの</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦若しくは寡夫、<u>配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が別に定める要件を備えているもの及び市長が別に定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としているもの</u>については、前2項の規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に定める者(以下「老人等」という。)のうち、前項第2号に定める条件を備えない者で、前項第1号、第3号及び第4号に規定する条件を備えるもの(その者の収入が第5項に定める額を超えない者に限る。)は、市営住宅に入居することができる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者(配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。<u>以下この号ウ及び第9条第4項において単に「被害者」という。</u>)で次のアからウまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>婦人相談所による被害者の保護に関する証明書が発行されている者その他これに類する者</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦若しくは寡夫、<u>_____被害者、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が別に定める要件を備えているもの及び市長が別に定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としているもの</u>については、前2項の規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p>

議案第72号

訴えの提起について

事件の概要

相手方は、平成17年(2005年)7月12日から市営[](以下「本件住宅」という。)に入居しているが、平成21年(2009年)10月分から家賃を、平成22年(2010年)11月分から同住宅内駐車場[](以下「本件駐車場」という。)に係る使用料を滞納し、再三再四の催告及び納付指導にもかかわらず家賃及び使用料を納付しなかった。そこで本市は、令和4年(2022年)4月5日、宝塚市営住宅管理条例第42条第1項及び第60条第1項の規定により相手方に対し、同月19日までに滞納家賃及び滞納使用料を全額納付しなければ本件住宅及び本件駐車場を明け渡すよう求めたが、履行しないので、やむを得ず住宅明渡し請求等を提訴しようとするものである。

宝塚市営住宅管理条例(抜粋)

(住宅の明渡し請求)

第42条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、市営住宅の明渡しを請求することができる。

(1) (略)

(2) 家賃を3月以上滞納したとき。

(3)～(7) (略)

2 前項の規定により市営住宅の明渡しを請求を受けた入居者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 (略)

4 市長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することを理由に同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃等の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

5・6 (略)

(使用許可の取消し等)

第60条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車場の使用許可を取り消し、その明渡しを請求することができる。

(1) (略)

(2) 使用料を3月以上滞納したとき。

(3)～(7) (略)

2 前項の規定については、第42条第2項から第4項までの規定を準用する。この場合において、同条中「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居した日」とあるのは「使用した日」と、「近傍同種の住宅の家賃等」とあるのは「使用料」と、「家賃の額」とあるのは「使用料の額」と、同条第3項中「第1項第1号」とあるのは「第60条第1項第1号」と、同条第4項中「第1項第2号から第6号」とあるのは「第60条第1項第2号から第7号」と読み替えるものとする。

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。

議案第73号から第76号まで

市道路線の認定及び認定変更について
道路法(抜粋)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 (略)

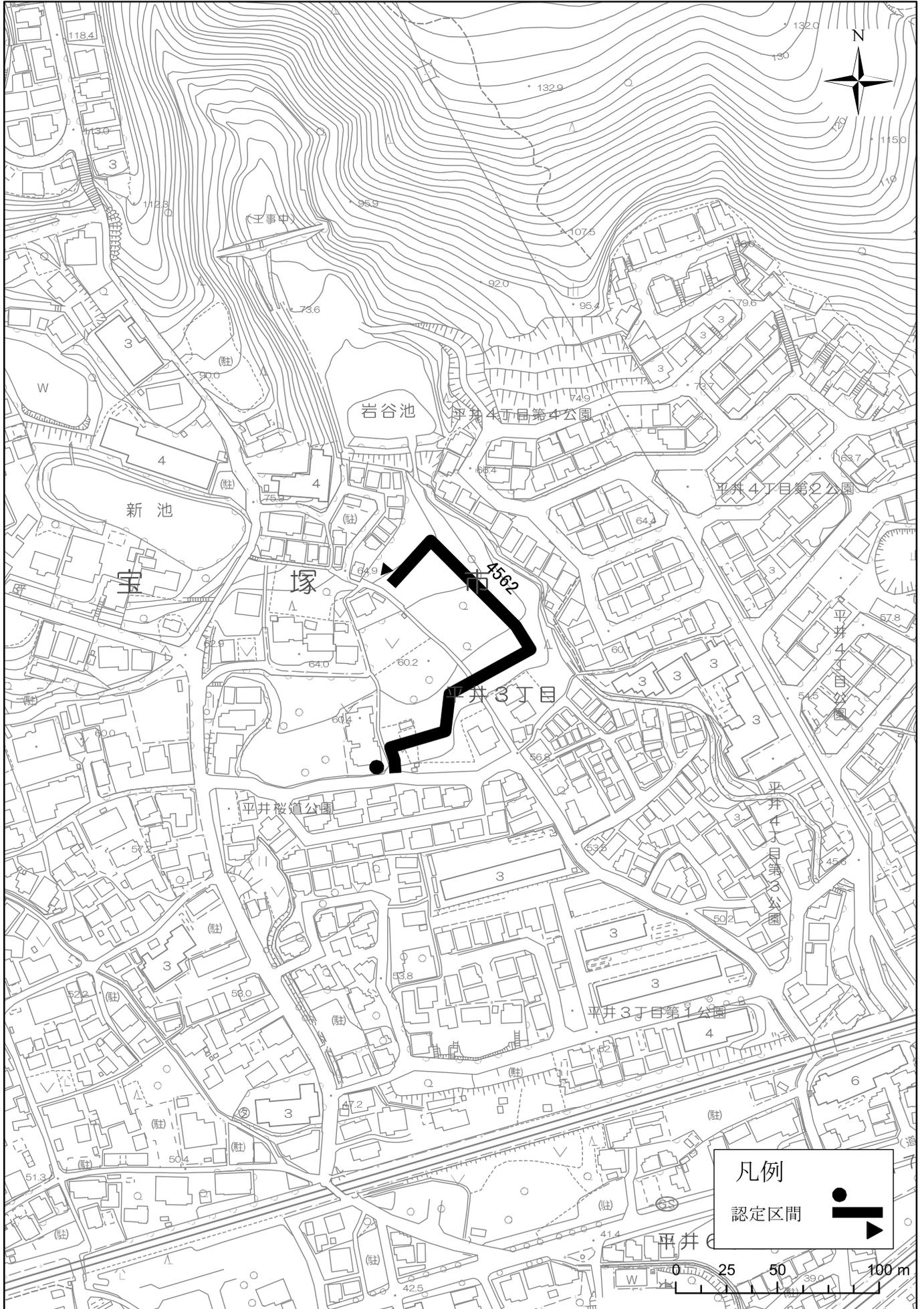
(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

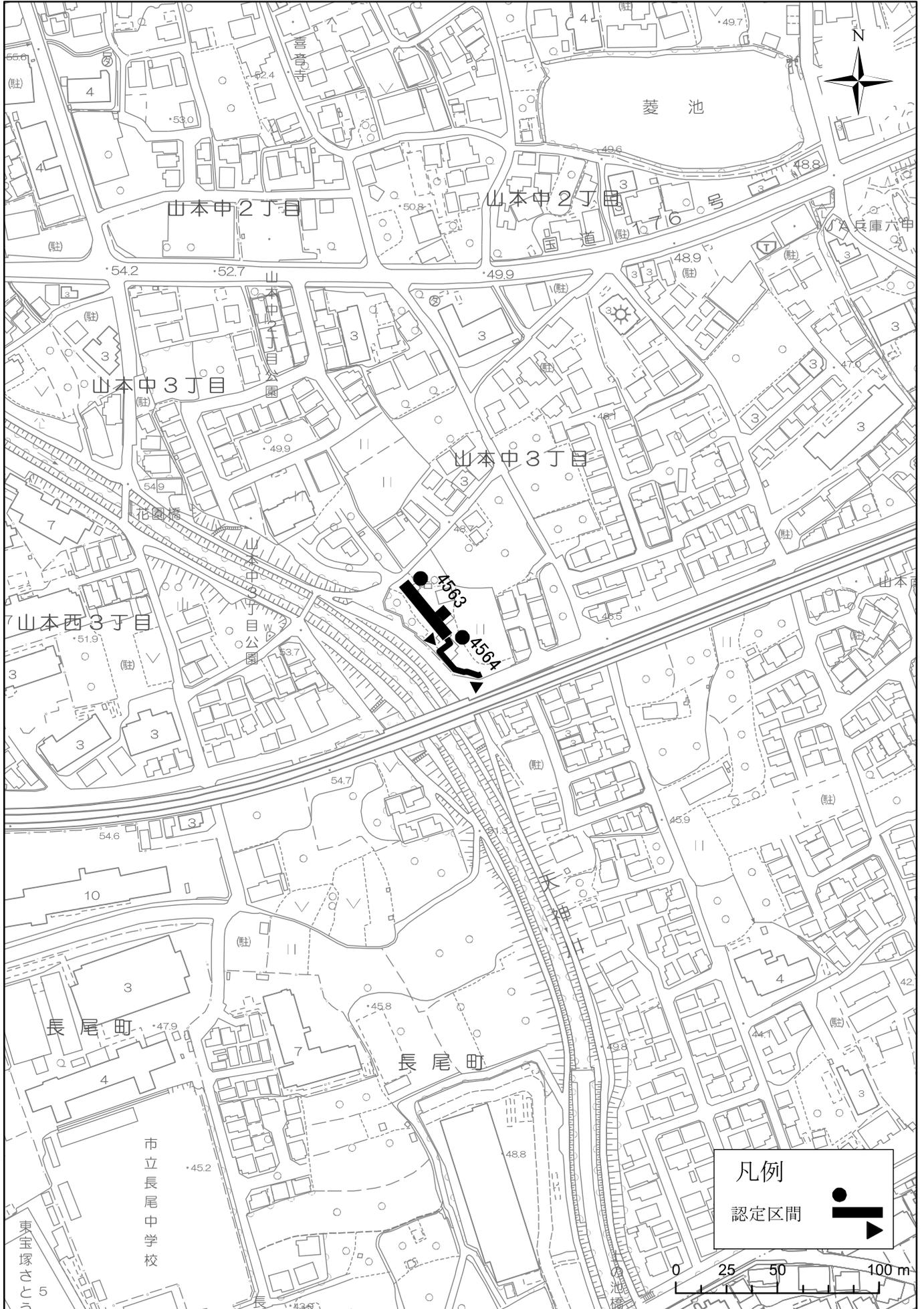
2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

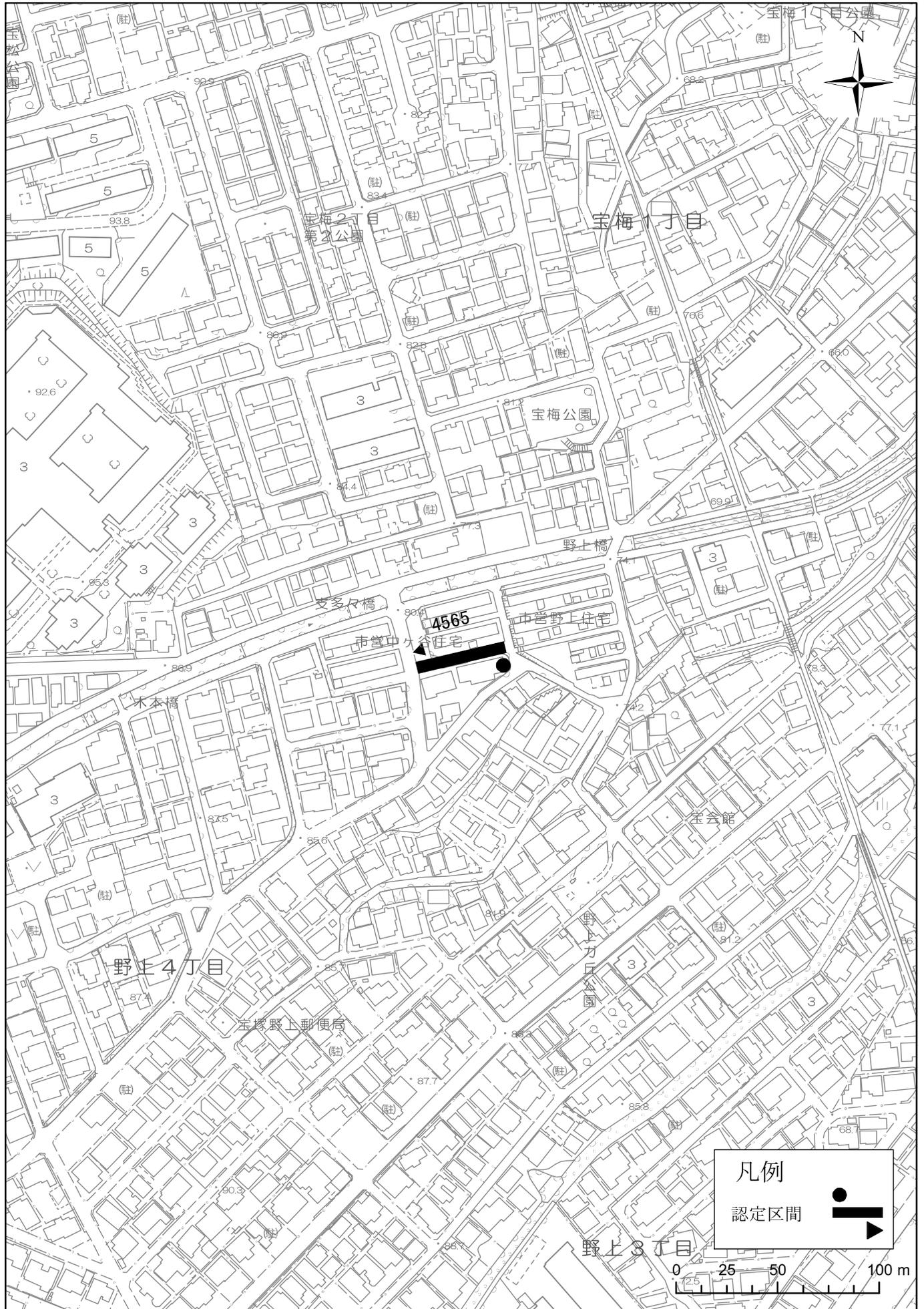
議案第73号
市道路線の認定について
認定路線図



議案第74号
市道路線の認定について
認定路線図

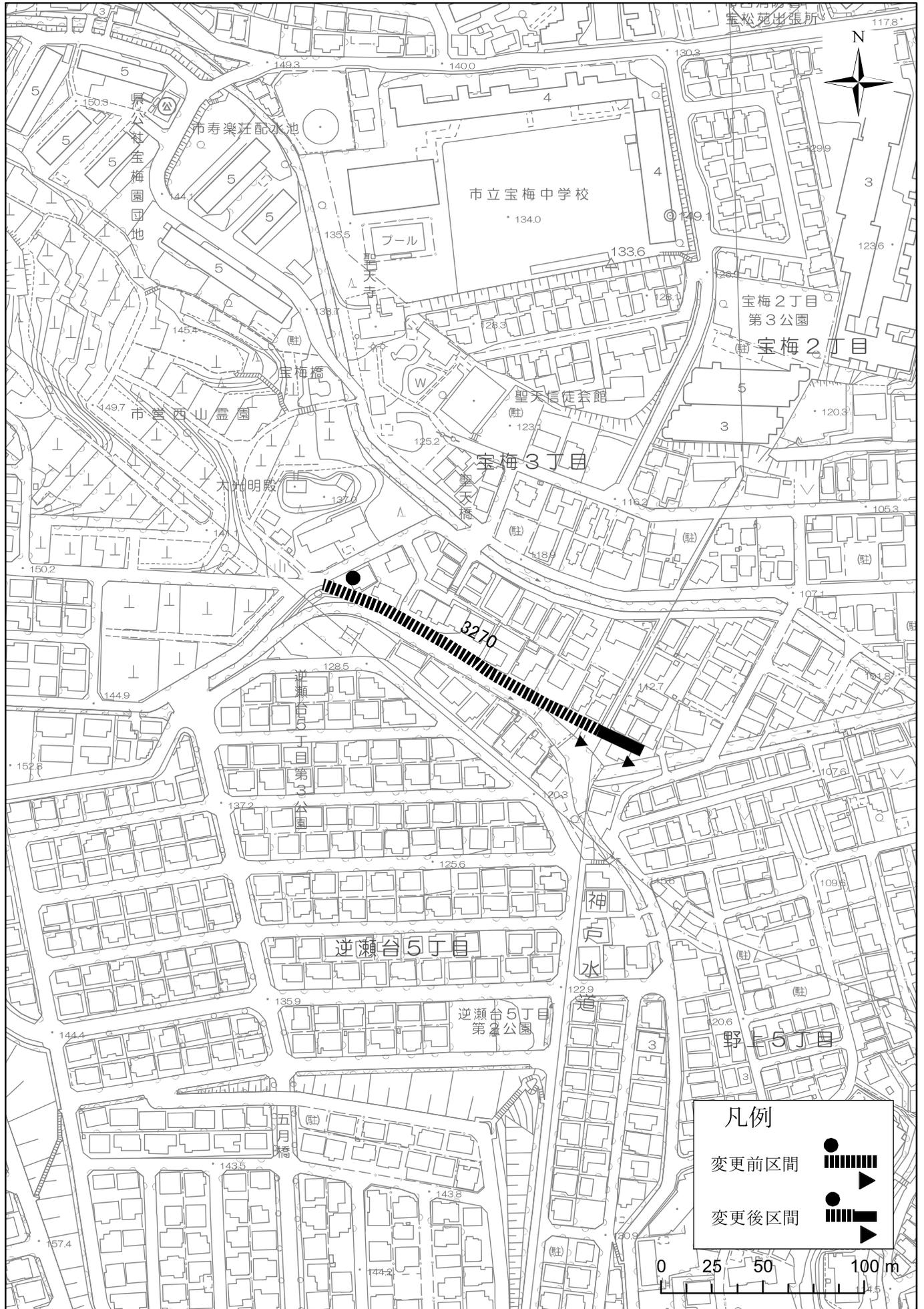


議案第75号
市道路線の認定について
認定路線図



議案第76号

市道路線の認定変更について
認定路線図



議案第77号

宝塚市自治功労者の認定について

宝塚市自治功労者に認定しようとする者

住 所

氏 名 森 増 夫

生年月日

勤続年数

50年

職 歴

昭和47年 4月	宝塚市に奉職
平成 8年 4月	総務部人事課長
平成 9年 4月	企画財務部課長(企画調整担当)
平成12年 4月	環境経済部中心市街地対策室課長(南口活性化担当)
平成14年 4月	環境経済部中心市街地対策室課長(中心市街地対策担当)
平成15年 4月	環境経済部中心市街地対策室中心市街地対策課長
平成15年 7月	環境経済部経済振興室商工振興課長
平成17年 4月	都市産業活力部産業活力室商工振興課長
平成18年 5月	環境部クリーンセンターごみ政策課長
平成19年 4月	企画財務部政策室長
平成20年 4月	企画財務部市税収納室長
平成21年 4月	企画経営部市税収納室長
平成22年 4月	市民環境部長
平成23年 4月	環境部長
平成26年 3月	退職
平成26年 4月	上下水道事業管理者
平成30年 4月	上下水道事業管理者
令和 4年 3月	退任

宝塚市自治功労者条例(抜粋)

第2条 次に掲げる者は、自治功労者とする。

- (1) 1任期以上在職した市長
- (2) 2任期以上引き続き在職した議会議員
- (3) 市職員で本市に引き続き満20年以上勤続した者で議会の認定を経た者

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。

議案第80号

宝塚市自治功労者の認定について

宝塚市自治功労者に認定しようとする者

住 所

氏 名 柴 俊 一

生年月日

勤続年数 37年

職 歴	昭和60年 4月	宝塚市に奉職
	平成21年 4月	企画経営部行財政改革室課長（行財政改革担当）
	平成22年 4月	都市産業活力部産業国際文化室農政課長 兼ねて農業委員会事務局長
	平成23年 4月	産業文化部産業振興室農政課長
	平成26年 4月	市民交流部市民生活室長
	平成27年 4月	企画経営部市税収納室長
	平成30年 5月	兼ねて市民交流部地域自治推進担当次長（仁川まちづくり 協議会担当）
	平成31年 4月	行財政改革担当部長
	令和 2年 4月	教育委員会事務局社会教育部長
	令和 4年 3月	退職

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。

議案第81号

宝塚市自治功労者の認定について
宝塚市自治功労者に認定しようとする者

住 所 [REDACTED]

氏 名 尾 崎 和 之

生年月日 [REDACTED]

勤続年数 38年

職 歴	昭和59年 4月	宝塚市に奉職
	平成19年 4月	建設部道路整備室道路政策課長
	平成21年 4月	都市安全部建設室道路管理課長
	平成22年 4月	都市安全部建設室道路建設課長
	平成24年 4月	都市安全部建設室長
	平成28年 4月	都市安全部長
	令和 2年 4月	都市整備部長
	令和 4年 3月	退職

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。

議案第82号

宝塚市自治功労者の認定について
宝塚市自治功労者に認定しようとする者

住 所

氏 名 石 橋 豊

生年月日

勤続年数 40年

職 歴	昭和57年 4月	宝塚市に奉職
	平成19年 4月	消防本部総務課長
	平成23年 4月	消防本部次長
	平成25年 4月	消防長
	令和 3年 4月	危機管理監
	令和 4年 3月	退職

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。

議案第83号

宝塚市自治功労者の認定について

宝塚市自治功労者に認定しようとする者

住 所

氏 名 酒 井 勝 宏

生年月日

勤続年数 38年

職 歴	昭和59年 4月	宝塚市に奉職
	平成19年 4月	市民安全部市民生活室医療助成課長
	平成20年 4月	市民安全部市民安全推進室医療助成課長
	平成21年 4月	市民環境部市民生活室医療助成課長
	平成23年 4月	企画経営部行財政改革室長
	平成27年 4月	健康福祉部福祉推進室長
	平成28年 4月	健康福祉部長
	平成31年 4月	議会事務局長
	令和 4年 3月	退職

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。

諮問第2号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住 所 [REDACTED]
氏 名 足 立 有 里
生年月日 [REDACTED]
学 歴 [REDACTED]
職 歴 昭和55年 4月 宗教法人満福寺住職(代表役員)
平成 8年 2月 宗教法人満福寺責任役員
現在に至る。
平成22年 4月 西谷連合婦人会会計
平成25年 8月 真言宗大本山大覚寺嵯峨尼僧学院カウンセラー
平成29年 1月 人権擁護委員
令和 2年 1月 人権擁護委員
現在に至る。
令和 2年 5月 保護司
現在に至る。

人権擁護委員法(抜粋)

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域(北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。)内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。